

平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

主唱 内閣府

内閣府では、昭和54年度以来毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

【寒川町における具体的な取り組み】

1 会議

- ☆ 寒川町青少年問題協議会会議
実施日 7月2日(木)
内 容 情報交換

2 青少年育成広報啓発活動

- ☆ 寒川町ホームページ掲載
掲載月 7月中
内 容 非行防止活動等の周知
- ☆ 懸垂幕・横断幕掲示
期 間 7月中
設置場所 場所は未定2箇所予定(昨年は旭が丘中学校、クリエイト倉見店)
寒川町役場分庁舎
入-カソ 「思いやる心が君のすばらしさ」
「薬物は地獄へ通じる死の扉」
「知らんぷり、大人がつくる、子のマナー」(通年)
実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会
- ☆ 街頭啓発活動
実施日 7月3日(金)午後5時より
場 所 寒川駅前公園
内 容 社会を明るくする運動
(ウエットティッシュ、チラシの配布による啓発活動)
実施主体 茅ヶ崎地区保護司会(関係団体が協力)
- ☆ 啓発活動
実施日 7月4日(土)
場 所 小谷小学校(小学生体験学習 さつまいも作り)
内 容 チラシ及びティッシュの配布
実施主体 寒川町